

【労働者派遣法に基づく情報公開】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に基づき、当事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

記

事業所名 : イチミヤワークサービス株式会社 許可番号 : 派 38-050013
事業所所在地 : 愛媛県新居浜市多喜浜六丁目 8 番 33 号

対象期間	2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日
① 派遣労働者の数	185 人
② 派遣先の数	30 社
③ 労働者派遣に関する料金額の平均額	13,026 円(8 時間として換算した場合の平均額)
④ 派遣労働者の賃金額の平均額	9,977 円(8 時間として換算した場合の平均額)
⑤ マージン率	23.4%

■マージン率に含まれる派遣事業運営に必要経費について

マージン率は派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示しますが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金以外に以下のようなものがあります。

◇派遣労働者の社会保険料

・派遣労働者の社会保険料は、保険料の約半分を雇用主である当社が負担します。

◇派遣労働者の有給休暇と特別休暇の費用

・派遣労働者が有給休暇や慶弔休暇等を取得した際の賃金は当社が負担します。

◇その他事業運営に係る費用

・派遣労働者の募集に必要な募集広告費用、健康診断費用、スキルアップ支援の教育費用、その他福利厚生費用。

■教育訓練に関する事項

⑥ 教育訓練に関する事項	I .入社時研修 派遣前研修(派遣就業の心得・留意点の説明)、安全品質基礎研修 II 職能別研修 コンプライアンス研修、品質工程管理研修、ヒューマンスキルの向上研修 III 階層別研修 経理研修、リーダーシップ向上研修、監理監督者研修
--------------	--

■福利厚生に関する事項

・年次有給休暇、特別休暇、育児・介護休業制度、定期健康診断、通信教育補助金制度、社会保険、労働保険、

■労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027 年 3 月 31 日

■雇用安定措置を講じた人数

2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日	11 人
---------------------------------	------